松江市自転車安全利用条例

(目的)

- 第1条 この条例は、次に掲げる事項を目的とする。
 - (1) 市、市民等、自転車利用者、関係団体及び事業者の責務を明らかにし、 交通安全の推進を図ること。
 - (2) 自転車利用者の安全利用に関する意識の向上を図ることにより、事故の 未然防止と市民等の安全で快適な生活を確保すること。
 - (3) 自転車の安全な利用を促進することにより、国際文化観光都市松江を訪れる人に安全・安心なおもてなしの提供をすること。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
 - (2) 市民等 市民及び自転車利用者をいう。
 - (3) 自転車利用者 自転車を運転し、又は所有する者をいう。
 - (4) 関係団体 交通の安全を図る活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
 - (5) 事業者 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸出しを業とする者をいう。
 - (6) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。 (市の責務)
- 第3条 市は、交通安全の教育を推進し、自転車利用者の安全利用意識の啓発 を行うものとする。

- 2 市は、関係機関、関係団体及び事業者と連携し、自転車の安全利用を促進 するとともに、情報提供など関係団体等に必要な支援を実施するものとする。
- 3 市は、条例の目的を達成するために必要な交通安全施策を講ずるものとする。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、市、関係機関、関係団体等が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するとともに安全な利用の方法について理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 市民等は、本市を訪れる人におもてなしの心を持って、安全・安心な通行環境を提供するよう努めるものとする。

(自転車利用者の責務)

- 第 5 条 自転車利用者は、無灯火や傘さし、携帯電話等を使用しながらの運転 の禁止など、道路交通法その他の法令の規定を遵守しなければならない。
- 2 自転車利用者は、交通安全教室などに積極的に参加し、事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、定期的な点検整備及び事故に備えた損害保険への加入に 努めなければならない。

(関係団体の責務)

- 第6条 関係団体は、自転車利用者に対して自転車の安全利用に関する知識を 習得させるなど、意識の啓発に努めなければならない。
- 2 関係団体は、市や関係機関が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、市や関係機関及び関係団体が行う自転車の安全利用に関す る施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自転車利用者に対して自転車の安全利用、点検整備、防犯対策 等に関する情報提供及び適切な助言をするよう努めなければならない。
- 3 事業者は、自転車を購入する者又は自転車を利用する者に対して、自転車 損害保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めるものとする。

(自転車交通安全教育)

- 第8条 市は、関係機関及び関係団体と連携し、自転車交通安全教育を実施するものとする。
- 2 学校長及び児童・生徒の保護者は、自転車利用者の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育及び自転車の防犯対策に関する教育を実施するよう努めるものとする。
- 3 高齢者の家族は、高齢者に対して、その状態に応じた安全利用に関する助 言を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

- 第9条 市は、関係機関及び関係団体と連携し、市民等及び自転車利用者に、 自転車の安全利用の理解を深めるための広報及び啓発活動を行うものとす る。
- 2 市は、自転車の事故に備えた損害保険への加入促進のため、その情報提供など勧奨に努めるものとする。

(安全利用環境の向上)

第 10 条 市は、関係機関等と連携し、自転車の安全利用環境の向上を図るため、 必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 11 条 市は、自転車の安全利用の促進に関する施策を推進するため、必要な 財政上の措置を講ずるものとする。

(指導)

第12条 市長は、事故を未然に防止するため、歩行者等に危害を及ぼすおそれ がある危険な運転をする自転車利用者に対して、必要な指導を行うことがで きる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。